

参考表 「近江の道づくりマニュアル(案)」と「道路構造令の解説と運用」および「滋賀県道路構造条例」の関係

分類	項目	ページ		道路構造令 (県管理国道が対象) <31.4.25 改正>	滋賀県道路構造条例 (県道が対象) <R1.7.9 改正>	
		近江の道づくり マニュアル(案)	道路構造令の 解説と運用 <H16.2.13 改訂>			
趣旨	この政令の趣旨	P.1-1～P.1-2	P.44～P.47	第1条	第1条	
用語の定義	用語の定義	P.2-3～P.2-4	P.47～P.55	第2条	第2条	
道路の区分、設計車両、 建築限界、設計速度	道路の区分	P.3-1	P.121～P.131	第3条	第3条	
	設計車両	—	P.160～P.175	第4条	—	
	建築限界	—	P.281～P.286	第12条	—	
	設計速度	P.3-2	P.149～P.151	第13条	第16条	
幅員構成	車線等	P.4-1	P.182～P.195	第5条	第4条	
	車線の分離等	P.4-2	P.195～P.205	第6条	第5条	
	副道	—	P.262～P.266	第7条	第6条	
	路肩	P.4-5～P.4-9	P.209～P.221	第8条	第7条	
	停車帯	—	P.221～P.222	第9条	第8条	
	自転車通行帯	P4-10～P.4-11	—	第9条の2	第8条の2	
	軌道敷	—	P.270～P.277	第9条の3	第9条	
	自転車道	P4-10～P.4-11	P.223～P.243	第10条	第10条	
	自転車歩行者道	P4-11～P.4-36	P.223～P.243	第10条の2	第11条(独自基準あり)	
	歩道	P4-11～P.4-36	P.223～P.243	第11条	第12条(独自基準あり)	
	歩行者の滞留の用に供する部分	—	P.243～P.245	第11条の2	第13条	
	積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員	P.10-3	P.245～P.255	第11条の3	第14条	
	植樹帯	P.4-37～P.4-39	P.255～P.262	第11条の4	第15条	
	登坂車線	—	P.415～P.421	第21条	第24条	
	線形	車道の屈曲部	—	P.312～P.313	第14条	第17条
曲線半径		—	P.313～P.325	第15条	第18条	
曲線部の片勾配		—	P.330～P.343	第16条	第19条	
曲線部の車線等の拡幅		—	P.344～P.354	第17条	第20条	
緩和区間		—	P.354～P.369	第18条	第21条	
縦断勾配		P.10-1	P.395～P.415	第20条	第23条(独自基準あり)	
登坂車線		—	P.415～P.421	第21条	第24条	
縦断曲線		—	P.422～P.436	第22条	第25条	
視距	視距等	—	P.384～P.395	第19条	第22条	
構造物・工作物	路面構造	舗装	—	P.607～P.609	第23条	第26条
		横断勾配	P.10-1	P.436～P.440	第24条	第27条(独自基準あり)
		合成勾配	—	P.440～P.444	第25条	第28条

分類	項目	ページ		道路構造令 (県管理国道が対象)	滋賀県道路構造条例 (県道が対象)	
		近江の道づくり マニュアル(案)	道路構造令の 解説と運用			
構造物・工作物	路面構造	排水施設	—	P.610～P.611	第 26 条	第 29 条
	交差構造	平面交差又は接続	P.5-1～P.5-7	P.445～P.498	第 27 条	第 30 条
		立体交差	—	P.499～P.577	第 28 条	第 31 条
		鉄道等との平面交差	—	P.579～P.586	第 29 条	第 32 条
		トンネル	—	P.611～P.614	第 34 条	第 39 条
	主要構造物	橋・高架の道路等	—	P.614～P.616	第 35 条	第 40 条
		その他	待避所	P.6-2	P.617～P.618	第 30 条
	交通安全施設		P.9-1	P.618～P.620	第 31 条	第 34 条
	凸部、狭窄部等		—	P.602～P.604	第 31 条の 2	第 35 条
	乗合自動車の停留所等に設ける交通島		—	P.278～P.281 P.645～P.651	第 31 条の 3	第 36 条
	自動車駐車場等		—	P.635～P.645	第 32 条	第 37 条
防雪施設その他の防護施設	—		P.659～P.663	第 33 条	第 38 条	
専用道路	自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路		—	P.587～P.591	第 39 条	第 44 条
	歩行者専用道路	—	P.592～P.595	第 40 条	第 45 条	
特例	附帯工事等の特例	—	P.671～P.673	第 36 条	第 41 条	
	区分が変更される道路の特例	—	P.673～P.674	第 37 条	第 42 条	
	小区間改築の場合の特例	P18～23	P.675～P.676	第 38 条	第 43 条	

近江の道づくりマニュアル(案)独自の規定	
道路の機能分類	
中央分離帯	
施設帯(橋梁部・トンネル部)	
交差点小規模改良	
1. 5車線の道路整備	
自転車通行空間(ピワイチ)	
積雪寒冷地域における取扱い	